

# 岐阜県公報

第二千七百五十六号  
平成二十八年六月十七日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課) 三七八ページ

### 教育委員会規則

岐阜県特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 三八〇

### 告示

有害図書類の指定

(私学振興・青少年課) 三八〇

道路の区域変更

(道路維持課) 三八一

道路の供用開始

(同) 三八一

廃川敷地等の発生

(河川課) 三八一

### 公安委員会告示

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく風俗営業に係る騒音の規制区域

(生活安全総務課) 三八二

### 公示

公共測量の実施

(用地課) 三八二

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 三八三

土地改良区の定款変更認可

(岐阜農林事務所) 三八五

土地改良区役員の退任及び就任

(下呂農林事務所) 三八五

## 正誤

### 目次中訂正

解除予定保安林とする旨の通知中訂正

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(法務・情報公開課) 三八五

(治山課) 三八五

(西濃農林事務所) 三八六

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十八年六月十七日

規 則

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年岐阜県規則第九十四号の五）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「 介護保険  
サービス名

を

「 診療料  
サービス名

に改める。

別記第二号様式裏面中

居住地 (住所)	保険種別番号		被保険者氏名	患 <input type="checkbox"/> 被
加入 医療保険	加入 医療保険	保険者名		

者との続柄 本人 <input type="checkbox"/> 患者の ( )
保険者証の記号・番号

を

居住地 (住所)	保険種別番号		被保険者氏名
加入 医療保険	加入 医療保険	保険者名	

個人番号

患者との続柄  
 本人  患者の ( )

被保険者証の記号・番号

「

居住地 (住所)	受給者証等の 送付先	<input type="checkbox"/> 申請者居住地	<input type="checkbox"/> 下記に送 付
-------------	---------------	---------------------------------	------------------------------------

居住地 (住所)	受給者証等の 送付先	<input type="checkbox"/> 申請者居住地	<input type="checkbox"/> 下記 に送付
-------------	---------------	---------------------------------	------------------------------------

を

居住地 (住所)	受給者証等の 送付先	<input type="checkbox"/> 申請者居住地	<input type="checkbox"/> 下記 に送付
-------------	---------------	---------------------------------	------------------------------------

個人番号(申請者が保護者の場合のみ記載)

に送付

に改め、同様式裏面中

世帯員の氏名					

患者との続柄

保健所  
使用欄

世帯員の氏名

患者との続柄

保健所  
使用欄

世帯員の  
氏名

患者との続柄	保健所 使用欄	世帯員の氏名	患者との続柄	保健所 使用欄	世帯員の 氏名


氏名	患者との続柄	個人番号	保健所使用欄	世帯員の氏名	患者との続柄	個人番号	保健所使用欄

に定める。

別記第四号様式中  
電話番号

「  
」を  
電話番号  
個人番号

世帯員の氏名	患者との続柄	保健所使用欄	世帯

「  
」  
世帯員の氏名  
患者との続柄

員の氏名	患者との続柄	保健所使用欄

を

個人番号	保健所使用欄

に定める。

別記第六号様式及び別記第七号様式中

「  
」  
連絡先電話番号  
勤務先  自宅   
「  
」  
連絡先  
住所  
電話番号  
勤務先  自宅

該当するものに「レ」を記載してください。

「  
」  
世帯員の氏名  
患者との続柄

「を」(該当するものに「レ」を記載してください)

に改める。

別記第八号様式中

指定医番号	2	1							
-------	---	---	--	--	--	--	--	--	--



指定医番号	2	1							
指定医の氏名									

に改める。

別記第十二号様式中

保険医療機関等コード	2	1							
------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--



保険医療機関等コード	2	1							
保険医療機関等の名称									

附則

- この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。
- 改正後の別記第一号様式、別記第二号様式、別記第四号様式、別記第六号様式から別記第八号様式まで及び別記第十二号様式の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた請求、申請又は届出について適用し、施行日前に行われた請求、申請又は届出については、なお従前の例による。

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第十二号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立大垣特別支援学校の部中「知的障害者」の下に「肢体不自由者又は病弱者」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第三百七十号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有書図書類として指定した。

平成二十八年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書

種別	図書	題名	月刊号等	発行所、制作者名
雑誌	チャンピオンロード		2016. 7月号	株式会社

2 指定年月日

平成28年6月17日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの認められる。

岐阜県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年六月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更別前	敷地の幅員	延長	備考
岐 阜 県 道	大 巢 岐 野 南 線	安八郡神戸町大字西座倉字南屋敷五〇番五地先から同郡同町大字同字宮後二九九番地先まで	前	六・九 二・三 メートル	三・六〇 メートル	
			後	七・八 三・〇 メートル	三・六〇 メートル	

岐阜県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年六月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
岐 阜 県 道	平 養 田 老 線	養老郡養老町下笠字中島四四九番一地从先から同郡同町同字中村二二九番一地从先まで	延 三・〇 メートル	平成 二六・六・七	備 （区 域の 決定 又は 変更 の 告示 の日 ） 平成 二六・二・三

岐阜県告示第三百七十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 河川の名称  
木曾川水系荒田川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成二十八年六月十七日
- 三 廃川敷地等の位置  
岐阜市東鶉一丁目四一番一三
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 一、九〇五・〇五平方メートル

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく風俗営業に係る騒音の規制区域を次のように定め、平成二十八年六月二十三日から施行する。

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく風俗営業等の騒音に係る区域の指定に関する告示(昭和六十年岐阜県公安委員会告示第三号)は、廃止する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県公安委員会

委員長 石井成一

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岐阜県条例第三十三号)第七号第一項の表備考第二号の公安委員会が指定する区域は、次の表の上欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域とする。

区域の区分	指 定 地 域
第一種区域	騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。)第三条第一項の規定により知事又は市長が第一種区域として指定する地域
第二種区域	法第三条第一項の規定により知事又は市長が第二種区域として指定する地域
第三種区域	法第三条第一項の規定により知事又は市長が第三種区域として指定する地域
第四種区域	法第三条第一項の規定により知事又は市長が第四種区域として指定する地域

公 示

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により林野庁中部森林管理局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

林野庁中部森林管理局

二 作業種類

公共測量(標高データ)

三 作業期間

平成二十八年六月二日から

平成二十九年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市及び下呂市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

美濃市

<p>岐阜県指令岐西建築第二七号の一九</p>	<p>羽島市福寿町本郷字鐘鑄一五五八番一、一五五八番二、一五五八番三、一五五</p>	<p>道路</p>	<p>開発登録簿による</p>	<p>東京都江東区木場五丁目一〇番一〇号 株式会社一条工務店</p>	<p>二 作業種類 公共測量（基準点測量） 作業期間 平成二十七年九月十六日から 平成二十八年九月十五日まで 作業地域 美濃市</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十八年六月十七日 岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>一 作業機関 各務原市 二 作業種類 公共測量（共用地図データ更新整備） 三 作業期間 平成二十八年六月二十日から 平成二十九年三月三十一日まで 四 作業地域 各務原市</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃インター前土地区画整理組合実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十八年六月十七日 岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃インター前土地区画整理組合実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十八年六月十七日 岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃インター前土地区画整理組合実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十八年六月十七日 岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃インター前土地区画整理組合実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十八年六月十七日 岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>開発行為の工事の完了 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。 平成二十八年六月十七日 岐阜県知事 古 田 肇</p>	





同二七・四・六 同中建築第五六号の 三 同二八・四・二五	四五四番五地先法定外公共物（道路）				
同東建築第八七号の四 同二七・一〇・二一 同東建築第八九号 同二八・三・三〇	土岐市土岐ヶ丘四丁目三番一	道路、下水 道、緑地、 その他（消 火栓）	同	岐州市市橋二丁目一番一号 トヨタホーム岐阜株式会社 代表取締役社長 森 正 孝	

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
席 田 井 水 土 地 改 良 区	平 成 二 八 ・ 六 ・ 七

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所

金山町東 平成 理事 金山 幸雄 下呂市金山町戸部 三二六番地一  
 沓部土地 三七・二・一九  
 改良区

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
金山町東 沓部土地 改良区	平成 二八・三・三三	理事	田口 耕吉	下呂市金山町戸部 一八番地二

正 誤

（校正誤り）

平成二十八年五月二十七日第二千七百五十号 目次三三九頁上段後から六行目中「施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定」は、「施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更」の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

平成二十八年三月十一日第二千七百三十号 解除予定保安林とする旨の通知（岐阜県告示第三百三十四号）一四一頁上段前から十一行目中「大野郡白川村大字尾神字水上谷二四の二一、二四の二二」は、「大野郡白川村大字尾神字水上谷二四の二一・二四の二二（以上二筆国有林）」の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成二十八年四月二十六日第二千七百四十三号 土地改良区役員の退任及び就任二八三頁下段後から一行目中「脇 敏郎」は、「西脇 敏郎」の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成二十八年五月六日第二千七百四十四号 土地改良区役員の退任及び就任二九五頁下段前から三行目中「安部 正博」は「安部 謙二」の、「養老郡養老町釜段 六八七番地」は「養老郡養老町釜段 七〇六番地」の、同段前から四行目中「横山 富雄」は「横山 善松」の、「同 釜段 七九二番地」の誤り。

平成二十八年六月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社